

複数候補日程の仮予約期限について

1 施設の申込期間について

受付開始日	受付条件	仮予約期限は 次表2参照
使用日の3年前の月の初日 ※条件により随時先着順	○メインホール又は国際会議室を国際的な会議・大会のために使用する場合 ※申し込み時点で予約を確定でき、国又は国家機関が主催する場合は、随時先着順 ○全施設を使用する場合 ※申し込み時点で予約を確定でき、全国規模又は参加登録者が2,000人程度の会議又は大会の場合は、随時先着順	★ ☆ ◆
使用日の2年前の月の初日	○メインホール、国際会議室又は大会議室を東海地区規模以上の会議・大会のために使用する場合	★ ☆ ◆
使用日の1年前の月の初日	○メインホール、国際会議室又は大会議室を東海地区規模以上の会議・大会以外のために使用する場合	☆ ◆
使用日の6ヶ月前の月の初日	○「ホワイエ使用」でメインホールを使用する場合	◆
	○小会議室（メインホール・国際会議室・大会議室以外）を使用する場合	
使用日の3ヶ月前の月の初日	○「舞台練習使用」でメインホールを使用する場合	◆
使用日の1ヶ月前の月の初日	○「撮影使用」でメインホールを使用する場合	
	○国際会議室（直前予約割引）を使用する場合 ○大会議室（直前予約割引）を使用する場合	

- ・受付開始日から使用日の7日前までに申し込みください。
- ・受付開始日（該当月の1日、1月は4日）の午後5時の時点において申し込みのあった団体で、使用希望日が重複した場合は抽選により決定します。
- ・月をまたいで連続する複数日使用の場合は、その最初の日を含む月が受付開始の該当月になります。
- ・受付開始日において、市が主催する事業、指定管理者が実施する事業は優先されます。
- ・表内「受付条件」は、主たる施設に併せて使用する施設にも適用されます

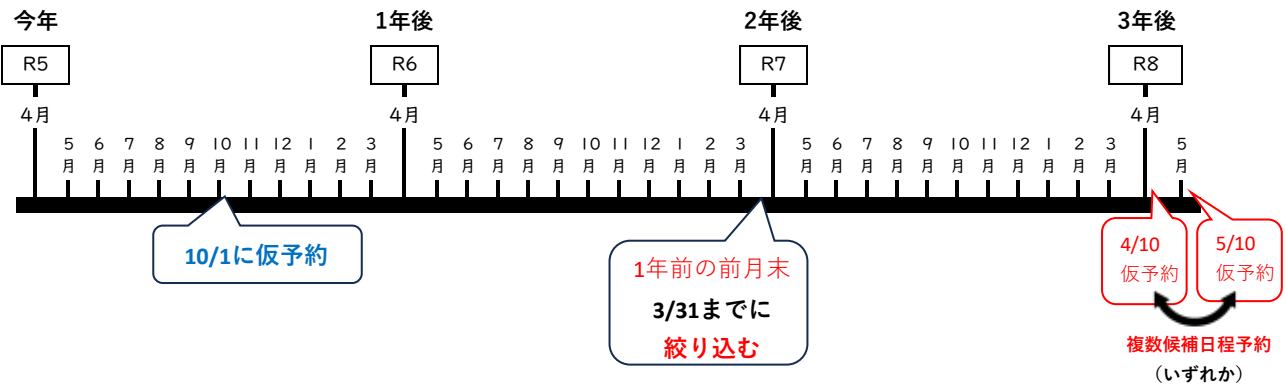
2 複数候補日程の仮予約期限は、仮予約した日により異なります

複数候補日程を仮予約した日		複数候補日程の仮予約期限*
★	使用日の1年1ヶ月以上前の月までに複数候補日程を仮予約した場合の期限	○仮予約している複数日程の最初の日の1年前の日の属する月の前月末日
☆	使用日の1年前～7ヶ月前の月に複数候補日程を仮予約した場合の期限	○仮予約している複数日程の最初の日の6ヶ月前の日の属する月の前月末日、又は仮予約をした日から2週間経過した日のいずれか遅い方の日
◆	使用日の6ヶ月前の月の30日前に複数候補日程を仮予約した場合の期限	○仮予約をした日から2週間経過した日（当該日が使用開始日の30日前以降の日になる場合は使用開始日の30日前の日）

*催事の候補日程（準備、撤去を含む。）として複数日程を仮予約し、これらを最終の候補日程に絞り込むまでの期限をいいます。
なお、単一日程において複数施設を仮予約した場合（例：メインホール又は大会議室のいずれかを使用予定）も同様の仮予約期限となります。裏面の例をご参照ください。

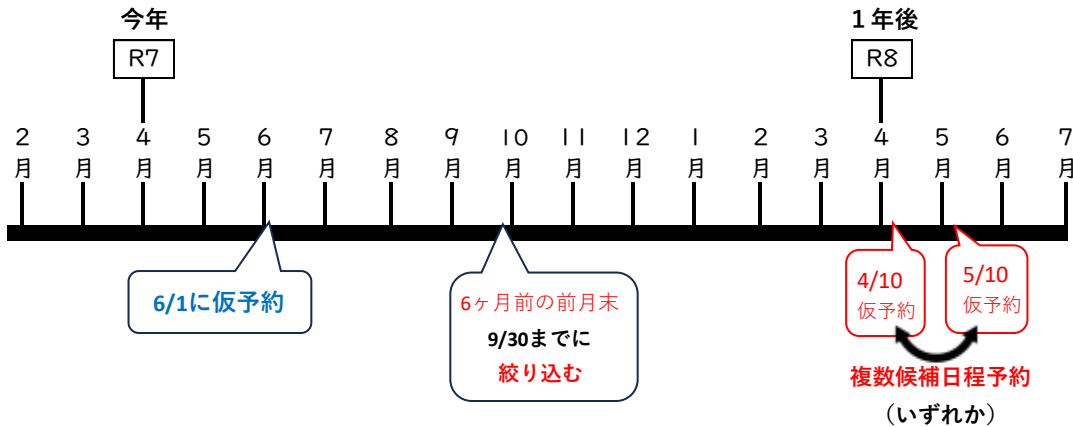
★パターン① 1年1ヶ月以上前の月までに国際規模・全館規模・東海地区規模以上催事の複数候補日程を仮予約する場合

※R5年10月1日にR8年4月10日 or R8年5月10日の仮予約を受付けた場合、仮予約を絞り込む期限はR7年3月31日です。



☆パターン② 1年前の月以降にメインホール・国際会議室・大会議室の複数候補日程を仮予約する場合

※R7年6月1日にR8年4月10日 or R8年5月10日の仮予約を受付けた場合、仮予約を絞り込む期限はR7年9月30日です。



◆パターン③ 6か月前の月以降にメインホール・国際会議室・大会議室の複数候補日程を仮予約する場合

※R7年12月1日にR8年4月10日 or R8年5月10日の仮予約を受付けた場合、仮予約を絞り込む期限はR7年12月15日です。

